

令和 5 年（2023 年）8 月 24 日

保険診療の生殖補助医療費などを助成

大阪狭山市では、夫婦の経済的負担の軽減を図り、少子化対策を推進するため、保険診療で受けた生殖補助医療費などを助成します。

【対象者】

次のすべてに該当する夫婦（事実婚を含む）

- 申請日の属する年の 1 月 1 日と申請日時点で市内に住んでいて、市の住民基本台帳に記録されている
- 生殖補助医療以外の方法では妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師に診断されている
- 市税の滞納がない
- 治療を開始した日時点の妻の年齢が 43 歳未満

【対象治療】

令和 4 年 4 月 1 日以降に開始した治療（①保険診療の生殖補助医療、②①の一環で受けた保険診療の男性不妊治療、③①と併用して受けた先進医療）

【助成回数】

一連の治療ごとに通算 6 回まで（初めて一連の治療を開始した日の妻の年齢が 40 歳以上 43 歳未満である場合は通算 3 回まで）

【1 回当たりの助成額】

①～③の各自己負担額（医療保険各法の高額療養費、そのほか治療を受けたことに対する給付などの額を控除した額）と 5 万円を比較して少ない額（①～③の合計最大 15 万円）

【申請期限】

一連の治療が終了した日から 1 年以内

【申請方法】

大阪狭山市保健センターで配布する申請書など必要書類、印鑑を持って、大阪狭山市保健センターへ直接

※申請書など必要書類は大阪狭山市ホームページからもダウンロード可